

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(424) ー略ー	(1)～(424) ー略ー
(425) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法(昭和24の普通免 年法律第147号)許状の授 第5条第1項及 与手数料 び第2項並びに 第16条の2第1 項及び第2項の 規定に基づく普 通免許状の授与	(425) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法(昭和24の普通免 年法律第147号)許状の授 第5条第1項及 与手数料 び第16条第1項 の規定に基づく 普通免許状の授 与
(426) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法第5条第3項の特別免 許状の授 づく特別免許状 与手数料 の授与	(426) 教育職員 教育職員 3,300円 免許法第5条第2項の特別免 許状の授 づく特別免許状 与手数料 の授与
(427) 教育職員 教育職員 1,700円 免許法第5条第6項の規定に基 づく臨時免許状 与手数料 の授与	(427) 教育職員 教育職員 1,700円 免許法第5条第5項の規定に基 づく臨時免許状 与手数料 の授与
(427)の2 ー略ー	(427)の2 ー略ー
(427)の3 教育 免許状更 3,300円 職員免許法第9 新講習修 条の2第1項の 了者に係 規定に基づく同 る教育職 条第3項に規定 員の免許 する免許状更新 状の有効 講習の課程を修 期間更新 了した者に係る 申請手数 免許状の有効期 料 間の更新の申請 に対する審査	(427)の3 ー略ー (削る)
(427)の4 教育 免許状更 3,300円 職員免許法第9 新講習免 条の2第1項の 除者に係	(削る)

<p><u>規定に基づく同</u> <u>る教育職</u> <u>条第3項に規定</u> <u>員の免許</u> <u>する免許状更新</u> <u>状の有効</u> <u>講習を受ける必</u> <u>期間更新</u> <u>要がないものと</u> <u>申請手数</u> <u>して免許管理者</u> <u>料</u> <u>が認めた者に係</u> <u>る免許状の有効</u> <u>期間の更新の申</u> <u>請に対する審査</u></p>	<p>(427)の5 <u>教育</u> <u>教育職員</u> <u>2,000円</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>職員免許法第9</u> <u>の免許状</u> <u>条の2第5項の</u> <u>の有効期</u> <u>規定に基づく免</u> <u>間延長申</u> <u>許状の有効期間</u> <u>請手数料</u> <u>の延長の申請に</u> <u>対する審査</u></p>	<p>(427)の6 <u>教育</u> <u>免許状更</u> <u>3,300円</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>職員免許法及び</u> <u>新講習修</u> <u>教育公務員特例</u> <u>了確認申</u> <u>法の一部を改正</u> <u>請手数料</u> <u>する法律（平成</u> <u>19年法律第98</u> <u>号。次号から第</u> <u>427号の9まで</u> <u>において「平成</u> <u>19年改正法」と</u> <u>いう。）附則第</u> <u>2条第2項の規</u> <u>定に基づく免許</u> <u>状更新講習の課</u> <u>程の修了に係る</u> <u>確認の申請に対</u> <u>する審査</u></p>	<p>(427)の7 <u>平成</u> <u>修了確認</u> <u>3,300円</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>19年改正法附</u> <u>期限を経</u> <u>則第2条第3</u> <u>過した者</u> <u>項第3号の規</u> <u>の免許状</u> <u>定に基づく免</u> <u>更新講習</u> <u>許状更新講習</u> <u>修了確認</u> <u>の課程を修了</u> <u>申請手数</u> <u>した後教育職</u> <u>料</u> <u>員免許法施行</u> <u>規則の一部を</u> <u>改正する省令</u></p>		

(平成 20 年文
部科学省令第
9 号) 附則第
6 条第 1 項に
規定する期間
内にあること
に係る確認の
申請に対する
審査

(427)の 8 平成 修了確認 2,000 円

(削る)

19 年改正法附則期限延期
第 2 条第 4 項の 申請手数
規定に基づく 修料
了確認期限の延
期の申請に対す
る 審査

(427)の 9 平成 免許状更 3,300円

(削る)

19年改正法附則 新講習受
第 2 条第 5 項の 講免除認
規定に基づく免 定申請手
許状更新講習を 数料
受ける必要がな
い者であること
に係る認定の申
請に対する審査

(428)～(429) ー略ー

(428)～(429) ー略ー

(430) 教育職員 教育職員 1,700円

(430) 教育職員 教育職員 1,700円

免許法第 6 条第 検定手数
1 項及び第 4 項 料
の規定に基づく
教育職員検定

免許法第 6 条第 検定手数
1 項の規定に基 料
づく教育職員検
定

(430)の 2～(478) ー略ー

(430)の 2～(478) ー略ー

2 ー略ー

2 ー略ー